五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（その他事業を開始した場合に限る。）　当該その他事業の内容を記載した書類
六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第七号に掲げる事項に変更があった場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。）　設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面
七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類
イ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
ロ　新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類
(1)　履歴書
(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面
(3)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
(4)　法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面
（変更の届出を要する場合）
第二百三十二条の八　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　本店又は電子店頭デリバティブ取引等店において業務（電子店頭デリバティブ取引等店にあっては、電子店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）を休止し、又は再開した場合
二　他の法人と合併した場合、分割により電子店頭デリバティブ取引等許可業者の事業の一部を承継させ、若しくは他の法人の事業の全部若しくは一部を承継した場合又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者の事業の重要な一部の譲渡若しくは他の法人から事業の全部若しくは重要な一部を譲り受けた場合
三　破産手続開始、再生手続開始若しくは清算開始の申立てを行った場合又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行った場合
四　定款を変更した場合（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る部分の変更その他重要な変更に限る。）
五　電子店頭デリバティブ取引等業務を開始した場合
六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合
七　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
八　純財産額が資本金の額に満たなくなった場合（第六号の規定に該当する場合を除く。）
九　法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に関するものに限り、第六号の規定に該当する場合を除く。）
十　役職員に法令等に反する行為（電子店頭デリバティブ取引等業務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあっては、当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。次号において「事故等」という。）があったことを知った場合
十一　前号の規定に基づき届出をした事故等の詳細が判明した場合
（業務の内容又は方法等の変更の届出）
第二百三十二条の九　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
一　前条各号に掲げる事項に変更があった場合　同条各号に掲げる事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類
二　前条第二号に該当する場合（合併の場合に限る。）　次に掲げる書類
イ　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面
ロ　当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。以下この条において同じ。）
ハ　合併後の純財産額を記載した書面
ニ　顧客勘定の処理方法を記載した書面
三　前条第二号に該当する場合（分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。）　次に掲げる書類
イ　吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
ロ　当事者の最近の貸借対照表
ハ　分割後の純財産額を記載した書面
四　前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。）　次に掲げる書類
イ　事業の譲受けの契約の内容及び事業の譲受けの手続を記載した書面
ロ　当事者の最近の貸借対照表
ハ　事業の譲受け後の純財産額を記載した書面
五　前条第三号に該当する場合　次に掲げる書類
イ　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始の申立てに係る書面の写し
ロ　最近の日計表
六　前条第四号に該当する場合　変更後の定款
七　前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる書類
イ　会社の登記事項証明書又はこれに代わる書面
ロ　株主総会の議事録の写し
八　前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号への規定に該当することとなった場合に限る。）　純財産額が令第十七条の十の五第一項で定める金額に満たなくなった日の純財産額を算出するための計算を記載した書面
九　前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号トの規定に該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる書類
イ　取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面
ロ　当該外国の法令及びその訳文
十　前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号チの規定に該当することとなった場合に限る。）　確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
十一　前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。）　後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面
十二　前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロの規定に該当することとなった場合に限る。）　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
十三　前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトの規定に該当することとなった場合に限る。）　確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
十四　前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消された場合に限る。）　取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となった外国の法令及びその訳文
十五　前条第八号に該当する場合　純財産額を算出するための計算を記載した書面
十六　前条第九号に該当する場合　不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文